

TAX JUSTICE

「公正な税制を求める市民連絡会」会報

タックス・ジャスティス

発行：公正な税制を求める市民連絡会

【事務局】 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
【連絡先】 TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会

Q 検索

HP <http://tax-justice.com/>

facebook <https://www.facebook.com/tax.justice.jp>

Vol.12 2018.4

「これが国か」 国の責任を放棄した 生活保護基準引き下げ



公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・弁護士 宇都宮 健児

政府は、今年の10月から生活保護の生活扶助基準を3年かけて総額160億円削減（最大5%の引き下げ）しようとしています。生活保護に関しては、安倍政権はこれまでも2013年から3年かけて生活扶助基準を670億円削減（平均 6.5%、最大10%の引き下げ）し、2015年からは、住宅扶助基準・冬季加算を削減してきています。

今回の引き下げの考え方は、生活保護基準を第1・十分位層（所得階層を10に分けた下位10%の階層）の消費水準に合わせるというものです。しかしながら、わが国では、生活保護基準未満で暮らしている世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯が占める割合（生活保護の捕捉率）は2割程度といわれています。したがって、第1・十分位層の中には、生活保護水準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在しているのです。この層を比較対象にすれば、生活保護基準を引き下げ続ける「貧困のスパイラル」に陥ることになりかねません。

また、生活保護制度は憲法25条の生存権保障を具体化した基本的な制度であるので、生活保護基準は、最低賃金、就学援助の給付対象基準、介護保険料・利用料や障害者総合支援法による利用料の減額基準、地方税の非課税基準など様々な制度に連動しています。したがって生活保護基準の引き下げは、生活保護を利用していない国民の生活にも大きな影響を与えることになります。

今回の生活保護基準引き下げ決定に際しては、政府は生活保護利用当事者の声を全く聞いていません。生活保護問題に取り組む弁護士や司法書士が昨年12月16日「緊急ホットライン」を実施したところ、「食事を削っている」「入浴回数が月に1回になってしまっている」「耐久消費財が壊れてしまったら買い換えられない」「衣服を買う余裕がなくサイズの合わない昔の服を着続けている」「冬はコタツだけで暖をとって暖房を使えない」「交際費が捻出できず一切外出しない」、など当事者の切実な声が寄せられました。いずれも憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とは、程遠いものです。

国には、すべての国民に憲法13条や25条に基づく人間らしい生活を保障する責任があります。財政難という理由は、この責任を免れる理由にはなりません。本当に財政難ということであれば、税収を増やし財政難を克服する政策をとるべきなのです。

このような政策をとることなく、ただ財政難を理由に生活保護基準を引き下げ続ける国は、国民から負託された国としての責任を放棄していると批判されても仕方ありません。このような国はもはや真つ当な「国」とはとても言えないものです。

世代を越えて広がる「住まいの貧困」にどう向き合うか

稲葉 剛



一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事

●生活困窮者の「受け皿」で相次ぐ火災

近年、「住まいの貧困」に起因する悲劇が相次いでいる。

今年1月31日、生活困窮者の自立支援を掲げる札幌市の共同住宅「そしあるハイム」で火災が発生。入居者16名のうち11名が死亡する惨事となった。亡くなった方のほとんどは高齢者だった。

「そしあるハイム」を運営する合同会社「なんもさサポート」は、札幌市内において同様の共同住宅を約20ヶ所、運営しており、路上生活者など生活困窮者の受け入れを行ってきたことで知られていた。

行き場のない生活困窮者を積極的に受け入れてきた住宅での火災は、他の地域でもたびたび発生している。

昨年5月には、北九州市の木造アパート「中村荘」で、入居者6人が死亡する火災が発生した。「中村荘」は日払いで入居できるアパートとして、地元の福祉関係者の間で知られており、ホームレスの人たちが生活保護を申請した際の当面の宿泊場所として利用されてきた実態があった。

昨年8月には、秋田県横手市のアパート「かねや南町ハイツ」で火災が発生し、入居者5人が死亡した。このアパートは仕出し業を営む会社が開設したもので、近くの精神科病院から退院してくる精神障害者の「受け皿」として機能していた。

3件の火災に共通しているのは、いずれも老朽化した木造建築であったため、火の回りが早く、災害に弱い高齢者や障害者が逃げ遅れたという点である。私はその背景に、現代の日本社会が抱える構造的な問題があると考えている。

●民間に丸投げしてきた行政の責任

住まいを喪失し、行き場のない生活困窮者、高齢者、障害者を受け止める「受け皿」を誰が作るのか、という課題

は、長年、福祉行政と住宅行政の縦割りの狭間に取り残されてきた。

2000年代に入り、生活困窮者を支援するNPOや法律家を中心となり、生活保護の申請を支援する活動が広がった結果、多くの生活困窮者が路上生活から抜け出すことが可能になった。

しかし、福祉行政は「受け皿」の整備を行わず、その間隙を縫う形で、劣悪な居住環境に生活保護利用者を囲い込んで高額な利用料を徴収する「貧困ビジネス」が広がっていった。また住宅行政の側も、本来、こうした人々の「受け皿」となるべき公営住宅を削減していった。

そうした中、全国各地で生活困窮者を支援するNPOなどが中心となり、独自に物件を確保して、生活困窮者の一時的な住まいを提供しようという取り組みが広がっていった。だが、これらの団体が用意できる資金には限界があり、活用できる物件は老朽化した木造建築物に限られてしまうという傾向があった。手弁当で「受け皿」を作っても、火災が起こってしまったら、被害が拡大しやすい物件を利用せざるをえなかったのである。私はここに「民間の善意の限界」があったと考えている。

最も問われるべきは、「受け皿」作りを民間に丸投げしてきた行政の責任である。何度でもその点に立ち返るべきだと私は思う。

●屋内における凍死者の増加

高齢者の住宅に関連するニュースとしては、今年2月3日に共同通信が配信し、各紙に掲載された「凍死、熱中症死の1.5倍／冬の寒さ 屋内でも要注意」という記事もショッキングだった。記事の内容は、2000年から2016年にかけて低体温症で死亡した人の数は累計で16,000人にのぼり、熱中症による死者の1.5倍に上るというデータを示した上で、凍死の大半が屋内で起こっており、背景には高齢化

や貧困、孤立の問題がある、という専門家の意見を紹介していた。

私はここにも低所得者の住環境が劣悪であるという「住まいの貧困」問題が隠されていると考えている。2015年の厚生労働省の調査では、生活保護世帯の暮らす住宅の13.8%が「腐朽・破損あり」と判定されたという結果が出ている。この数字は、老朽化した木造住宅で隙間風に耐えながら暮らしている人が多いという事実を示している。

今年の冬は東京でも複数回、雪が降るなど、特に寒さが厳しかった。私がふだん接している生活保護利用者の中には、築40年を越す木造アパートのエアコンのない部屋に暮らしているため、室内の気温が4度以下になったこともあったと話している人がいた。この人は、毎晩、パーカーとジャンパーを重ね着して、その上から布団をかけることで、寒さをしのいだと言っていたが、同様の住環境で暮らしている低所得者の中には、寒さにより健康を害している人も少なくないだろう。

●明らかになった「ネットカフェ難民」の生活状況

こうした「住まいの貧困」に直面しているのは高齢者だけではない。

1月26日、東京都は「住居喪失不安定就労者」、いわゆる「ネットカフェ難民」の実態調査の結果を発表した。それによると、都内のネットカフェ、漫画喫茶、サウナ、カプセルホテルなどをオールナイト利用している人のうち、住居を喪失しているか、喪失するおそれがあると見られる人は約4000人。年齢別には30代が38.6%と最も多く、20代(12.3%)を合わせると、若年層が全体の半分を占めていた。

「住居喪失者」のうち、働いている人の平均月収は12万円。お金がない時には路上生活をしているという人も43.8%もいて、かなり厳しい暮らしぶりがうかがわれる。

私は、「若年者をめぐる格差への取り組み」をテーマに開催された2月14日の参議院国民生活・経済調査会に参考人として招致され、意見陳述を行なった。その場で私は、東京都の調査結果を紹介し、「ネットカフェ難民」が増えている背景に、都市部で住宅を確保する際の初期費用が高いという問題があることを指摘した上で、従来の住宅政策を転換して、若者への住宅支援を強化する必要があることを国会議員に訴えた。

私の問題提起に対する各会派の議員の反応はさまざまであった。私の提言に賛意を示してくれる議員も少なくな

かったが、中には「ネットカフェに暮らす若者たちは甘えているのではないか」、「自衛隊などのきつい仕事を避けているのではないか」と、自己責任論を振りかざしてくる議員もいた。私は住所や住民票がなければ、安定した仕事に就くのは困難であり、まずは住まいの安定を最優先にすることが重要だと説明したのだが、この議員は全く聞く耳を持たない様子だった。

●住宅政策が選挙の争点となる国へ

この国で貧困対策を進める際の大きなハードルの一つに、社会に根強い自己責任論があるが、特に住宅問題については、「住まいの確保は個人の甲斐性」という意識が強い。政府の責任に関する大規模な社会調査では、「住宅の提供」を政府の責任と考える人は39.7%(2010年)にとどまり、「医療」(86.4%)、「失業者の生活保障」(80.7%)の半分以下となっている。

私は以前から「日本における住宅問題の位置づけは、アメリカでの医療問題に似ている」と指摘してきた。健康の維持を自己責任と考え、公的な医療保険制度の導入に批判的な人が多いアメリカ社会は、私たちにとっては奇妙な社会に見える。しかし、その私たちも住宅については自己責任論を疑問に思わない傾向にある。

こうした現状について、早川和男神戸大学名誉教授は、「日本人は住宅に公的支援がないことに疑問を感じない。マインドコントロールにかかっているようなものだ」と指摘している。

昨年6月に実施されたイギリスの下院議員選挙では、苦戦と見られていたコービン党首率いる労働党が若者向け住宅政策の充実を訴えて支持を拡大し、躍進を果たした。他のヨーロッパ諸国でも住宅政策は選挙のたびに重要な争点になっている。

私たち一人ひとりが「マインドコントロール」から抜け出し、住宅政策が選挙の争点となるような状況を作り出すこと。それこそ、遠回りに見えて、「住まいの貧困」を解消する近道だと私は考えている。

稲葉 剛(いなば つよし)

1969年広島県生まれ。94年より、路上生活者など生活困窮者の相談・支援に取り組む。2014年、つくりい東京ファンドを設立し、空き家を活用した低所得者向け住宅支援事業に取り組んでいる。住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人。生活保護問題対策全国会議幹事。著書に「貧困の現場から社会を変える」(堀之内出版)、『生活保護から考える』(岩波新書)、『ハウジングブア』(山吹書店)など。

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるためのヒントとなる書籍を紹介します。

稲葉剛『貧困の現場から社会を変える』

20年以上にわたり貧困問題の第一線で活動してきた著者が、自らの経験をもとに、生活困窮者支援、生活保護、バッシングと差別、住まいの貧困、自立支援について語る。いまの日本社会は、生活保護バッシングにみられるような「弱者の正義」や「自己責任論」がまん延している。人権意識が希薄で、様々な差別が貧困を生み出す一因にもなっている。著者は、まず私たち自身の意識を変え、貧困を生み出している社会構造を私たちの手で変えていこうと呼びかける。「個人が自分の生き方や家族のあり方、働き方など、人生のありようを自ら選べる社会こそが自由で豊かな社会である。その前提として、住宅、医療、教育、保育などのベーシックニーズの低コスト化、無償化に社会資源(税金)を投入することが必要」との意見に同感だ。終章には藤田孝典氏との対談も収録。(書評:内田)



堀之内出版 1800円+税

奥山俊宏『パラダイス文書——連鎖する内部告発、パナマ文書を経て「調査報道」がいま暴く』

本書は「パナマ文書」や「パラダイス文書」など、一連のタックスヘイブンの内部告発文書の公表の立役者である調査報道記者たちの物語である。タックスヘイブンの世界は秘密に閉ざされた世界で、その利用者は巨大企業や超富豪など、社会の特権者であり、扉の鍵を開くのは容易ではない。それだけに内部告発は重要であるが、同時にメディアの側からの日常的な調査・取材活動も欠かすことができない。しかもグローバル化された今日の世界では、税逃れなどの不正行為は国境を越えて行われており、調査報道も国際的な協力が必要とされる。「パナマ文書」や「パラダイス文書」も内部告発から公表まで、約一年間かけて、世界の100近い報道機関の約400人のジャーナリストが共同して調査・取材した成果なのだ。本書は、行政文書や企業情報の公開が不十分な日本では、とりわけ内部告発や調査報道の必要性が高いことを教えている。(書評:合田)



朝日新聞出版 1300円+税

橋本健二『新・日本の階級社会』

膨大なデータを手際よくまとめた「図表0-1日本における格差のメガトレンド」に感服(1980年前後から格差拡大と結論)。最終の7章で「格差社会の克服に向けての2つの課題」を取り上げ、①格差が拡大し多くの弊害が生じていることを伝える—メインターゲットはパート主婦と専業主婦。②自己責任論はまやかしであることへの理解を進める—メインターゲットは新中間層と正規労働者。「格差縮小の手段」として、①賃金格差の縮小—均等待遇の実現、最低賃金の引き上げ、労働時間短縮とワークシェアリング。②所得の再分配—累進課税の強化、資産税の導入、生活保護制度の実効性の確保、ベーシック・インカム。③所得格差を生む原因の解消—相続税率の引き上げ、教育機会の平等の確保。上記全て理解の範疇でした。一読をお勧めします。「格差社会の克服という一点で、弱者とリベラル派を結集する政治勢力の形成」が著者の結びの言葉。

(書評:那須)



講談社現代新書 900円+税



2018年度税制改正で、 所得税はどう変わるの？



A 今回は2018年度税制改正における所得税の改正について見ていきましょう。

●改正の内容

次の改正が行われる見込みです(いずれも2020年分以後の所得税について適用)。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除を一律10万円引き下げ、すべての人に適用される基礎控除を10万円引き上げ48万円とします。

(2) 給与所得控除の見直し

実額経費や諸外国の水準と比べて過大となっている給与所得控除について、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げます。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講じます。

(3) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額には上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設けます。また、公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げます。

(4) 基礎控除の見直し

所得再分配機能を回復する観点から「通減・消失型の所得控除方式」を採用することとし、合計所得金額2,400万円超で控除額が通減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとします。

(5) 青色申告特別控除

青色申告特別控除額を65万円から55万円に引き下げます。ただし、電子帳簿保存又は電子申告を行う場合には65万円とします。

●改正案についての私見

格差是正のための改正としては不十分です。ビジョン無きつぎはぎ改正で、所得税の抜本改革には程遠いものと言わざるを得ません。

(1) 所得控除から給付付き税額控除へ

所得控除方式に代わる制度としては、「ゼロ税率方式」「税額控除方式」などがあります。「ゼロ税率方式」とは、課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式です(ドイツ、フランスなどで採用)。「税額控除方式」とは、一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式です(カナダなどで採用)。日本でも、かつて扶養控除や障害者控除等について税額控除方式を採用していた時期がありました。

人的控除については、高所得者に有利な所得控除方式から、低所得者に有利な税額控除方式に切り替えた上で、税額控除を受けられない者にも恩恵のある「給付付き税額控除」を導入するのが望ましいと考えています。

(2) 基礎控除等の人的控除は生存権を保障するもので、 所得制限を設けるべきではない

基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除は、所得のうち本人・家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないという理由から、生存権を保障する憲法25条の要請により設けられているものです。したがって、これら人的控除の適用については、基本的に所得制限を設けるべきではないと考えます。

(3) 給与所得控除について、扶養親族の状況に応じた 調整をするのはおかしい

給与所得控除の趣旨が必要経費の概算控除であることを鑑みれば、子育てや介護に配慮した調整を給与所得控除について行うことは不相当であり、所得計算上の控除から所得控除への振替という方向性にも逆行しています。子育てや介護について考慮するのであれば、扶養控除や障害者控除で手当てすべきです。

(税理士 内田麻由子)

配偶者控除改革に必要な「税の外」への目

ジャーナリスト・和光大学教授 竹信 三恵子



税制改正の中で配偶者控除をどう扱うかは、難しい問題のひとつです。そこでは、女性の経済的自立というジェンダー平等の視点や、働ける条件がない人をどう支えるかの生存権などの視点が絡まり、複雑極まりない様相になっているからです。

配偶者控除とは、所得の少ない配偶者を扶養する働き手のための控除です。これまでは103万円までの給与の働き手(妻が多い)の配偶者(夫が多い)に認められていました。ところが、このバーを超えると夫に控除がなくなることを気にして就労調整する主婦パートが多く、女性の経済的自立を妨げるとして、1980年代ごろからジェンダー平等の視点からの撤廃論が高まります。

パートの基幹化につれ、労働不足に悩む使用者の中からも撤廃論が出るようになり、税収増をもくろむ財務省も相乗りして最近では撤廃へと大きく振れていましたが、専業主婦家庭支持層への配慮から一転、今年度から150万円までに引き上げるという形で維持されることになりました。

「150万円まで働ける」ことになったわけですが、これでは「女性の経済的自立」には程遠い状態です。それでは撤廃なら解決なのかというと、これも簡単ではありません。税の世界以外で、女性の就労を抑制する壁がいくつもできてしまったからです。

ひとつが社会保険料の「130万円の壁」ですが、2016年からはパートの厚生年金加入義務づけの動きの中で、月額88000円以下のパートは適用外となり、これが「106万円の壁」として加わりました。また、配偶者控除の基準に合わせて支給されてきた「会社の配偶者手当の壁」があり、働きたくても保育園が足りない「待機児童の壁」もあります。最低賃金が低くてそもそもバーを越えられないという「最賃の壁」もあるでしょう。

そんな中、若い男性の貧困化によって、夫が貧困なの

に、保育所不足や職業訓練不足で妻が働けない世帯が小さい子どものいる専業主婦世帯の12%に及んでいることも、労働政策研究・研修機構の調査で指摘されています。「貧困専業主婦」問題です。

だからといって配偶者控除の撤廃がなくていいとも言えません。この制度は、妻が働くと夫の手取りが減るという男女敵対の構造をはらんでおり、いまま女性の経済的自立にとって心理的な壁となっているからです。こうした女性が離婚となれば、今度はそれが貧困単身女性を生み出します。

となれば、必要なのは、配偶者控除を撤廃しても大丈夫な条件を周辺からつくっていく「からめ手作戦」しかありません。子育てと両立できる労働時間短縮や、低賃金引上げなどその時間だけ働けば生活できる賃金体系と、それを可能にする産業づくり、保育・社会保障の整備、などです。税の改正を生かすための「政策パッケージ」が同時に必要、といいたいでしょうか。

税から社会を考えることが少なかった日本社会で、税制から始める視点は重要です。ただ、公正な税制のためには、税制だけでなく、「税の外」への視点も必要ということです。同様に、社会保障にいくらかかるのかという論議も、「税の外」の仕組み次第でかなり変わってくるはずですが、迷路のような配偶者控除論議を前に考えた末の、ひとつの結論です。

竹信 三恵子(たけのぶ みえこ)

1976年、朝日新聞社に入社。経済部記者、シンガポール特派員、編集委員兼論説委員(労働担当)などを経て2011年から和光大学現代人間学部教授。著書に『正社員消滅』(朝日新書)、『これを知らずに働けますか? : 学生と考える、労働問題ソボクな疑問30』(ちくまプリマー新書)、『しあわせに働ける社会へ』(岩波ジュニア新書)、『ルボ雇用劣化不況』『家事労働ハラスメント~生きづらさの根にあるもの』(岩波新書)など。



\\ 会員の皆様といっしょにつくるページ //

「公正な税制を求める市民連絡会」は、
「個人会員」と「団体会員」によって成り立っています。

● 会員さんの投稿 ●

◆ マレーシアで考えたこと

平和であってこそ、税金は活かされると確信するこの頃です。

私は昨年末マレーシアスタディツアーに参加しました。フェアトレードと人道支援のNPOパルニックの企画で10名の市民ツアーでした。この国で私たちは歓迎されました。日本の技術、資金がこの国の発展に寄与したからです。マレーシアはASEANの中心国、平和外交と生活向上、民族融和で成長しました。私たちは回教徒、華僑、インド系それぞれの現地NPOと交

流しました。マングローブの森の再生、インド系コミュニティ生活改善、ロヒンギャ難民の子ども支援のプライベートスクールなどを訪ねました。子どもたちはもうミャンマーには戻りたくないと話しました。何を見たか想像に難しくありません。

あらためて私たちの税金は低所得者への再配分、世界の人道支援にもっと使って欲しい。国防予算を抑え、富裕層へ負担を求めます。それが世界の理性ではないでしょうか。平和であればそれが出来ると確信しました。

(杉本恵二 東京土建組合員 64歳)

● 2/11 徳島集会 開催報告 ●

2月11日(日)、徳島県国保会館にて 「どうする?日本の財政—公正な税制により社会保障の充実を求める」 と題するシンポジウムを開催しました(参加者約90名)。

高端正幸・埼玉大学准教授の基調講演(「共同の財布」としての財政を求めて)の他、地元・徳島からは生活保護の支援者や徳島年金訴訟の原告団長から報告がありました。

また、事務局長の猪股正弁護士をコーディネーターとして、共同代表の宇都宮健児弁護士、基調講演を務めた高端正幸氏、徳島労連事務局長の森口英昭氏、徳島民商副会長の山本泰夫氏によるパ

ネルディスカッションでの消費税に関する議論では、パネリストの考え方の違いが丁寧に述べられ、真摯な討論だったことが印象的でした。



ネルディスカッションも行われました。

いずれも非常に切実かつ充実した内容でし

参加者は最後まで熱心に聞き入っており、皆さん真剣な表情でした。参加した徳島県議からは「圧巻だった」という感想も寄せられており、今回の集会は、参加者数においても内容においても大成功だったと思います。今後、徳島でも社会保障の財源や税制に関する取り組みを重ねていきたいと考えています。

(弁護士法人徳島合同法律事務所 弁護士 堀金博)

投稿
募集中

会員のひろばへ投稿をお寄せください。
本文300字程度、タイトルもつけてください。
投稿方法：①氏名 ②職業 ③年齢(任意)
④電話番号を明記の上、Eメールにて、
uchida@n-sk.org(内田)までお送りください。

会員専用
メーリングリスト(ML)
にご登録ください!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までお問合せください。

活動報告

2/11

徳島県国保会館にて、徳島集会「どうする?日本の財政—公正な税制により社会保障の充実を求める」を開催しました。基調講演:埼玉大学准教授 高端正幸氏、パネルディスカッション:高端正幸氏、宇都宮健児氏ほか。参加者約90名(P7に開催報告あり)。

3/22

神楽坂・キイトス茶房にて、「税金カフェ」(講師:NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長 赤石千衣子氏、税理士 内田麻由子氏)を開催しました。

市民連絡会3年間のあゆみ

公正な税制を求める市民連絡会は、おかげさまで2018年5月に3周年を迎えます。これからも公正な税のあり方について、共に学び、考え、行動していきましょう。

2015年

- 5月 設立総会・記念シンポジウム
(基調講演:神野直彦氏・竹信三恵子氏)
- 6月 第1回学習会(講師:合田寛氏)
- 7月 会報「タックス・ジャスティス」創刊号
- 7月 「骨太の方針2015に対する声明」
- 7月 第2回学習会(講師:湖東京至氏)
- 9月 第3回学習会(講師:石村耕治氏)
- 9月 仙台集会(基調講演:佐藤滋氏)
- 11月 第4回学習会(講師:高端正幸氏)
- 12月 東京集会(基調講演:伊藤周平氏)
税制のあり方に関する「2015年提言」発表

2016年

- 1月 第5回学習会(講師:中重治氏)
- 3月 第6回学習会(講師:小野浩氏)
- 4月 第7回学習会(講師:大内裕和氏)
- 4月 「パナマ文書の徹底調査等を求める声明」
- 5月 第1回総会・設立1周年記念集会
(基調講演:佐藤滋氏)
- 6月 「参院選前・税制と社会保障に関する
公開質問と各党の回答」を公表

2016年

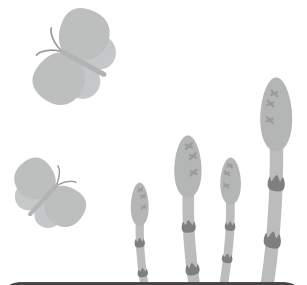
- 7月 税金カフェ@キイトス茶房
- 7月 長野集会(基調講演:高端正幸氏)
- 9月 福岡集会(基調講演:伊藤周平氏)
- 9月 税金カフェin浦和(ゲスト:藤田孝典氏)
- 10月 イギリスTax Justice Network代表の
John Christensen氏らを招いて集会を開催
- 11月 税金カフェ@キイトス茶房

2017年

- 1月 第8回学習会(講師:稲葉剛氏)
- 3月 第9回学習会(講師:訓覇法子氏)
- 3月 税金カフェ@キイトス茶房
- 5月 第2回総会・設立2周年記念集会
(基調講演:井手英策氏)
- 7月 第10回特別学習会(講師:暉峻淑子氏)
- 8月 税金カフェ@キイトス茶房
- 10月 「衆院選前・税制と社会保障に関する
公開質問と各党の回答」を公表
- 11月 税金カフェ@キイトス茶房

2018年

- 2月 徳島集会
(基調講演:高端正幸氏)
- 3月 税金カフェ@キイトス茶房



お知らせ

第3回総会および設立3周年記念集会は、7月に東京都内にて開催する予定です。詳細が決まりましたら、会報やホームページにてご案内申し上げます。

個人会員・団体会員を募集中!

入会された方には年4回、会報を郵送します。また会員専用ML(メーリングリスト)にもご参加いただけます。▶P7右下参照

入会方法

- ① ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所等をご記入のうえ、事務局へFAX(048-866-0425)にてお送りください。
- ② 年会費をお振込みください。会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです(年の中途中で入会した場合でも年会費の月割りはありません)。

年会費

団体1口/1万円 個人1口/2千円 学生1口/500円

振込先

ゆうちょ銀行 口座名義:公正な税制を求める市民連絡会
【ゆうちょ銀行から振込みの場合】
記号番号:10160-446381
【他行から振込みの場合】
ゼロイチハチ(018)支店 普通預金 口座番号:0044638

編集後記



■今国会では森友問題に多くの時間が費やされている。毎回、政治とカネや失言などの低レベルな問題追及に貴重な時間が費やされ(国会議員や官僚の1分1秒は私たちの税金である)、いちばん肝心な、私たち国民の暮らしにかかわる、税金の集め方や使い方(予算)については、十分な議論が行われることもなく、国民にわかりやすく議論の過程が示されることもなく、多数決で可決されている。これってあまりにも時間配分がおかしいのでは?(内田)

■小池都知事が就任以来描いていた「国際金融都市・東京」の構想が具体化された。昨年末公表された「東京ビッグバン構想」は、香港、シンガポールを追い抜き、アジアのナンバーワン国際金融都市になることを目標としている。香港(法人税率16.5%)、シンガポール(同17%)の国際金融都市としての魅力は、法人税の低さと規制の緩さにある。東京をタックスヘイブンの都市に近づけようとするのであろうか。(合田)